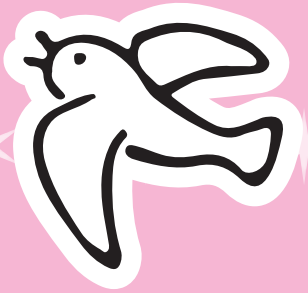


介護保険制度と 高齢者のサービスのしおり



令和6(2024)年度版



立川市

介護保険は、高齢者が抱える介護の不安や負担を 社会全体で支え合う制度です

40歳以上の皆さんが介護保険の加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になった時には、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。

介護保険は、住み慣れた街でいつまでも安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるように支援します。

本書は、介護保険制度と高齢者福祉サービス（介護保険サービス以外）についてまとめています。毎日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

介護保険制度改正等の主なポイント

- 1

介護保険料が引き上げられました（令和6年4月～）

令和6年度から8年度までの介護保険サービスの利用量や給付費を推計した第9期介護保険事業計画が決定したことにより、介護保険料も決まりました。第9期（令和6～8年度）の介護保険料の基準額は月額6,183円で、第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料基準額（5,880円）から変更されました。
- 2

介護報酬が改定されました（令和6年4月～）

介護保険サービスを提供した事業所にその対価として支払われる「介護報酬」については、3年に1回見直されることになっており、令和6年4月に改定されました。今回の改定率はプラス1.59%で、これにより、サービスを利用したときの利用者負担額も若干変更になりました。なお、介護保険サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションの改正は、令和6年6月1日施行となります。
- 3

一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されます（令和6年4月～）

利用者の過度な負担の軽減や、福祉用具の適切な利用等を確保するため、一部の福祉用具について、一定の条件のもとで貸与と販売の選択ができるようになりました。※20ページ参照
- 4

負担限度額の居住費の基準費用額の見直しが行われます（令和6年8月～）

負担限度額認定証の基準費用額（居住費のうち光熱・水道費相当分）が月額60円引き上げられる予定です。ただし、利用者負担第1段階の多床室については、利用者負担が増えません。※33ページ参照
- 5

介護医療院等の一部で室料負担が導入されます（令和7年8月～）

介護医療院や介護老人保健施設の一部等について、多床室の居住費に室料の負担を導入される予定ですが、利用者負担第1～3段階の方は利用者負担は増加しません。

目次	
1	介護保険制度のしくみ 2
2	介護保険・高齢者のサービスの流れ 4
3	介護保険・申請から認定までの流れ 8
4	介護保険・申請書の書き方について 10
5	認定の有効期間と更新申請について 12
6	介護保険における不服や苦情などがある場合 12
7	介護保険サービスの利用までの流れ 13
8	介護予防・生活支援サービスの利用までの流れ 16
9	利用できる介護保険サービス 18
10	福祉用具購入・住宅改修について 25
11	介護保険サービスの利用者負担 28
12	介護保険料 36
13	高齢者福祉サービス（介護保険サービス以外） 40
14	健康寿命をのばそう！ 48
15	一般介護予防事業 50
16	認知症の方やご家族へのサービス 52
17	もっと知ろう 介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割 54
18	在宅医療・介護連携推進事業 56